

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月28日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒285-0837

住 所 千葉県佐倉市王子台1-21-2

氏 名 株式会社村上建設 代表取締役 村上 亮
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-461-8811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社村上建設
事業場の所在地	千葉県佐倉市王子台1-21-2
事業の種類	大分類:建築業 中分類:総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	2022年4月1日 ~ 2023年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,940.0 t	全処理委託量	2640.0 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	300.0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	1140.0 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処理委託量	1500.0 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		認定熱回収業者への 処理委託量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
※事務処理欄			

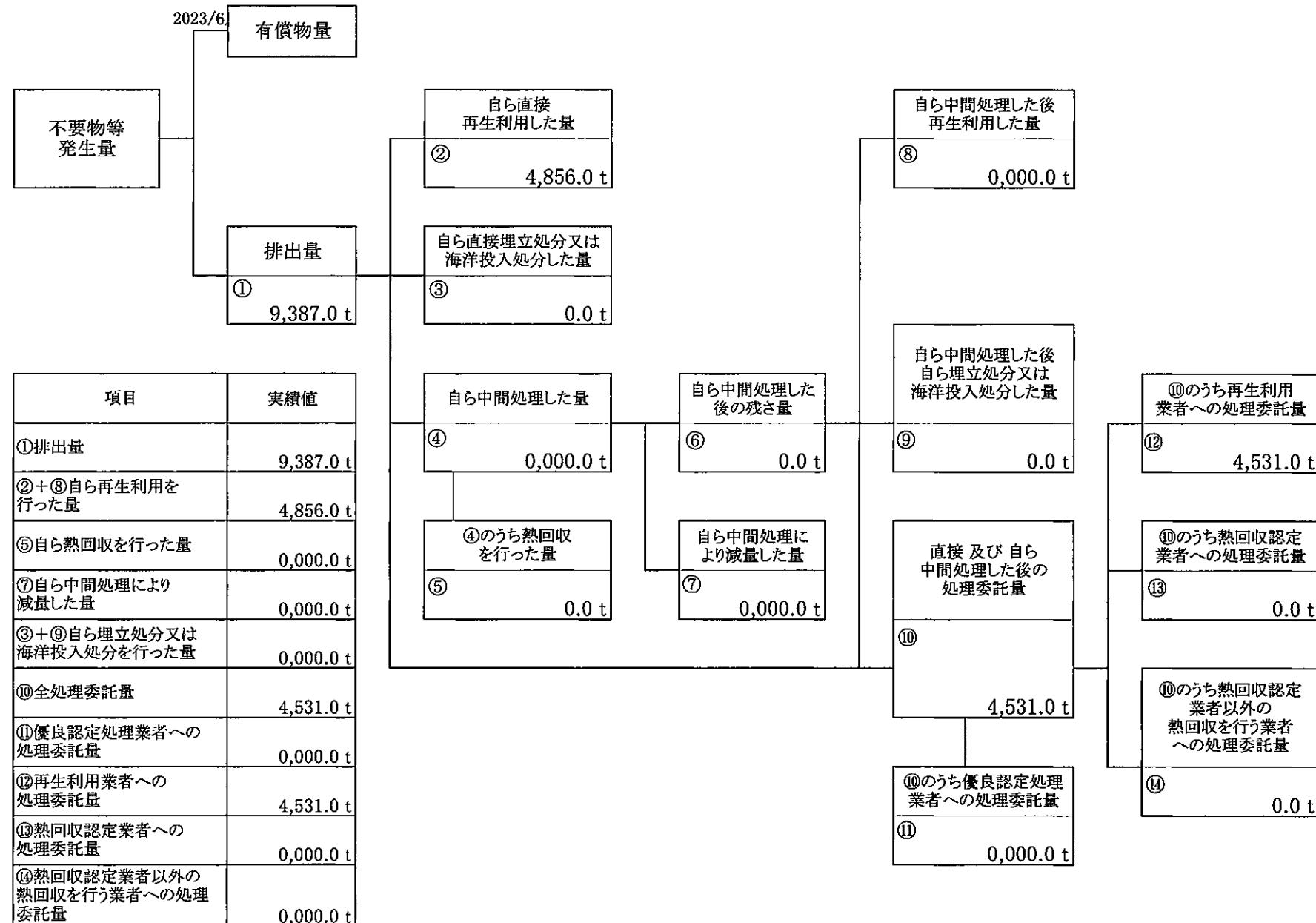


(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: コンクリート塊)

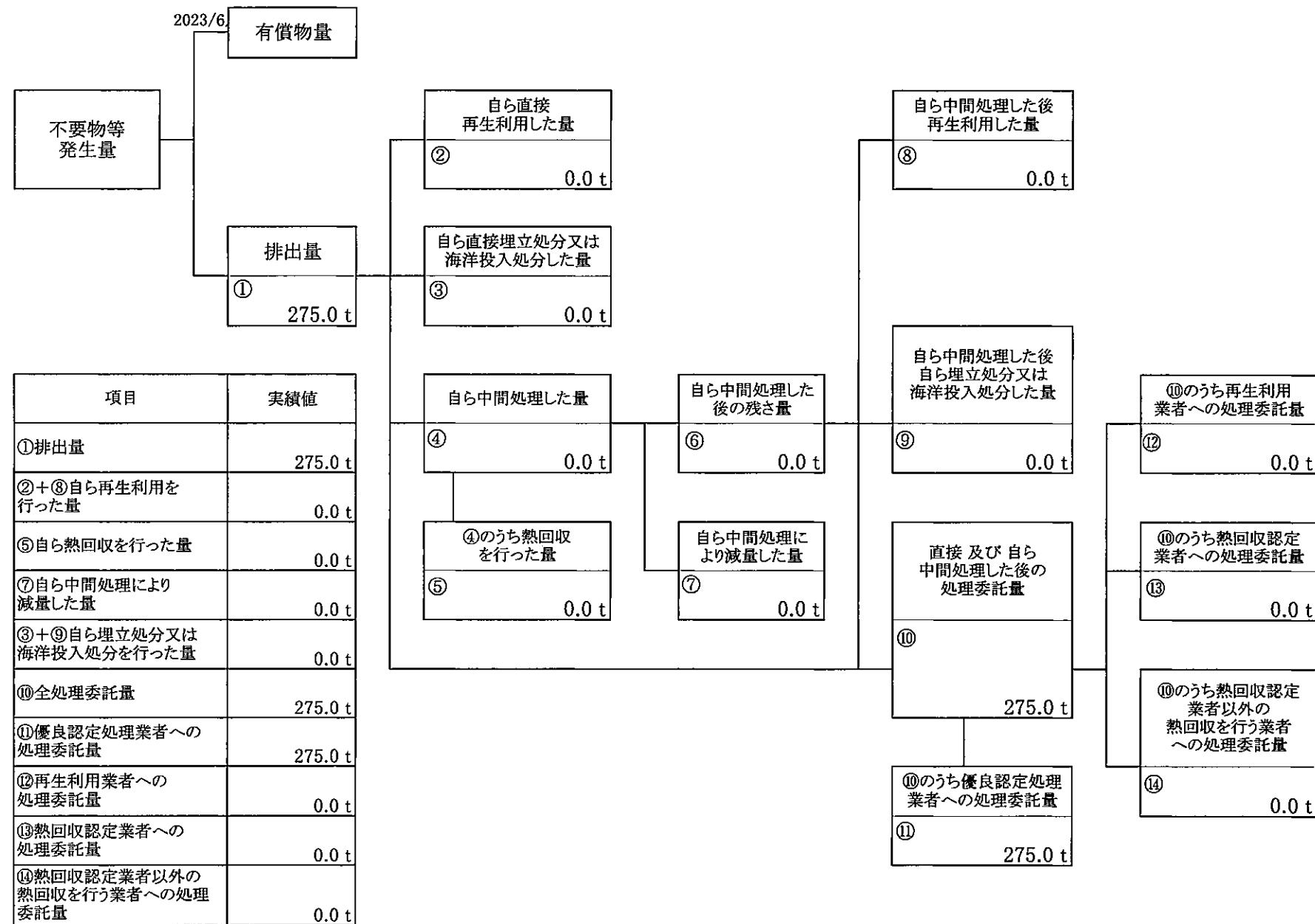
(第2面)



計画の実施状況

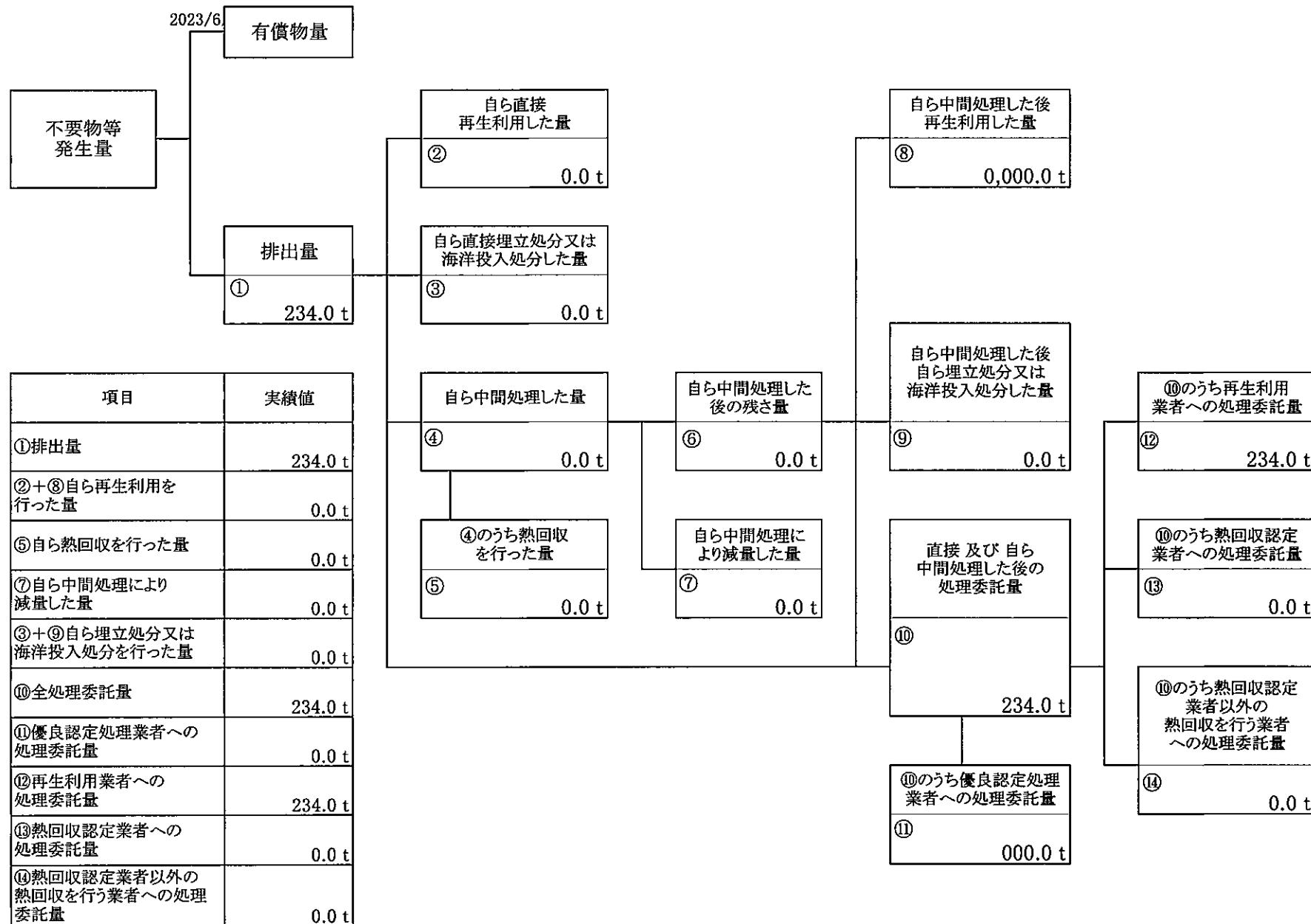
(産業廃棄物の種類:
がれき類)

(第2面)



計画の実施状況

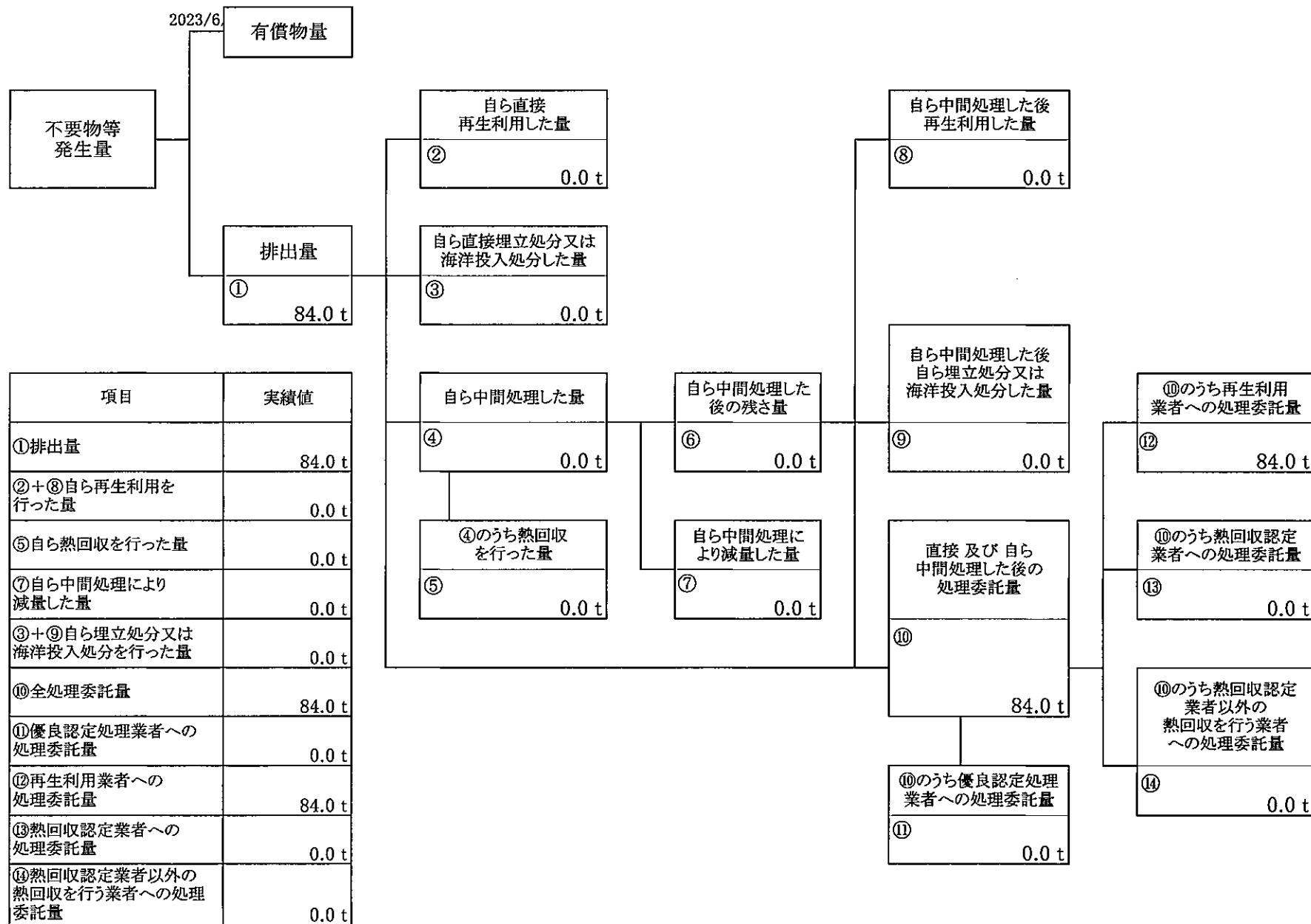
(産業廃棄物の種類: ガラス・陶磁器くず)



計画の実施状況

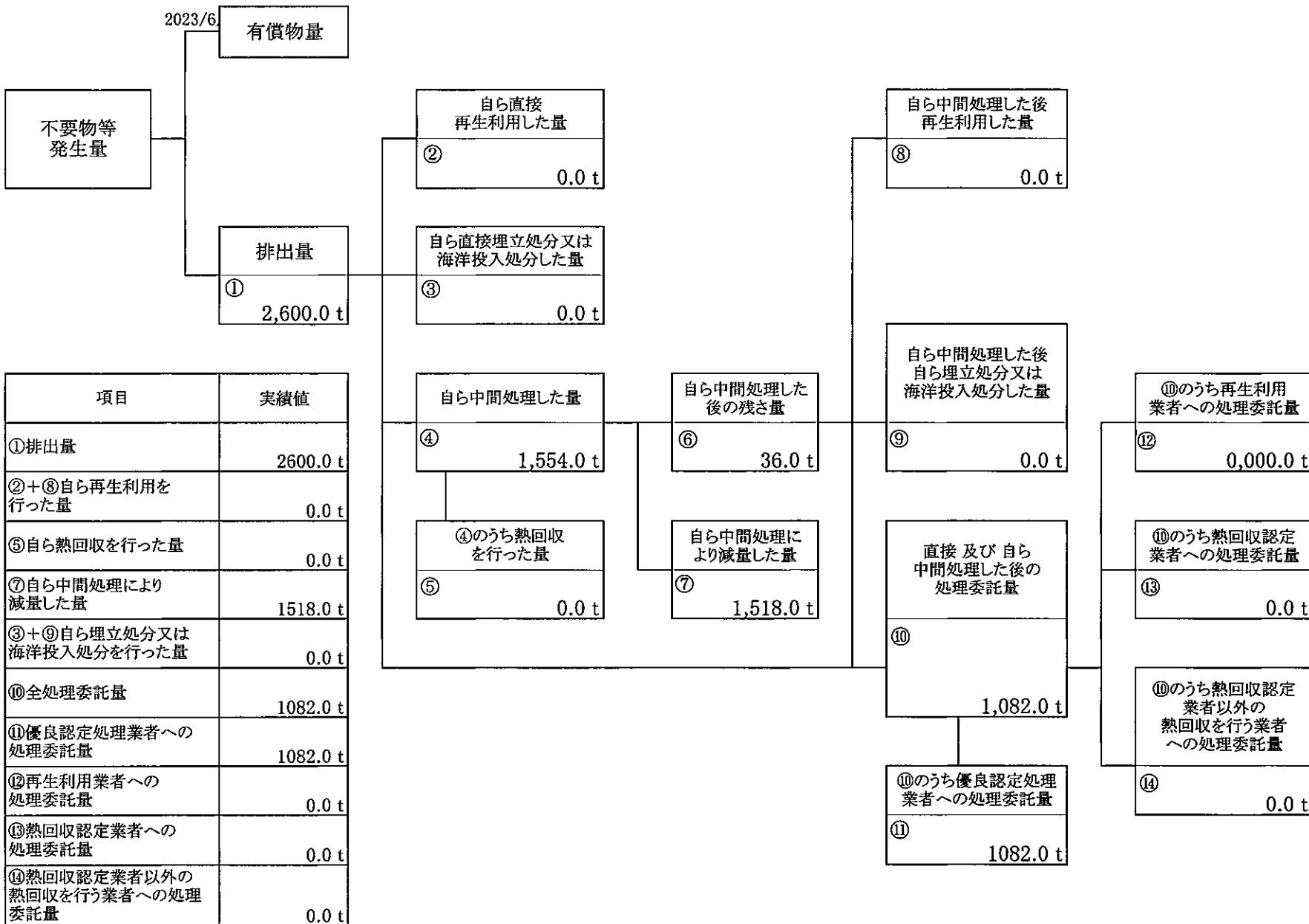
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

(第2回)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

その他混合廃棄物

)

2023/6

有償物量

不要物等
発生量自ら直接
再生利用した量

②

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

0.0 t

排出量

①

74.0 t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③

0.0 t

自ら中間処理した量

④

0.0 t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

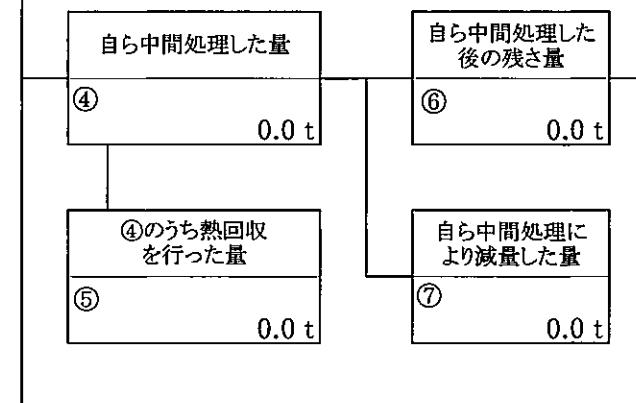
0.0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

0.0 t

項目	実績値
①排出量	74.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	74.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	74.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t



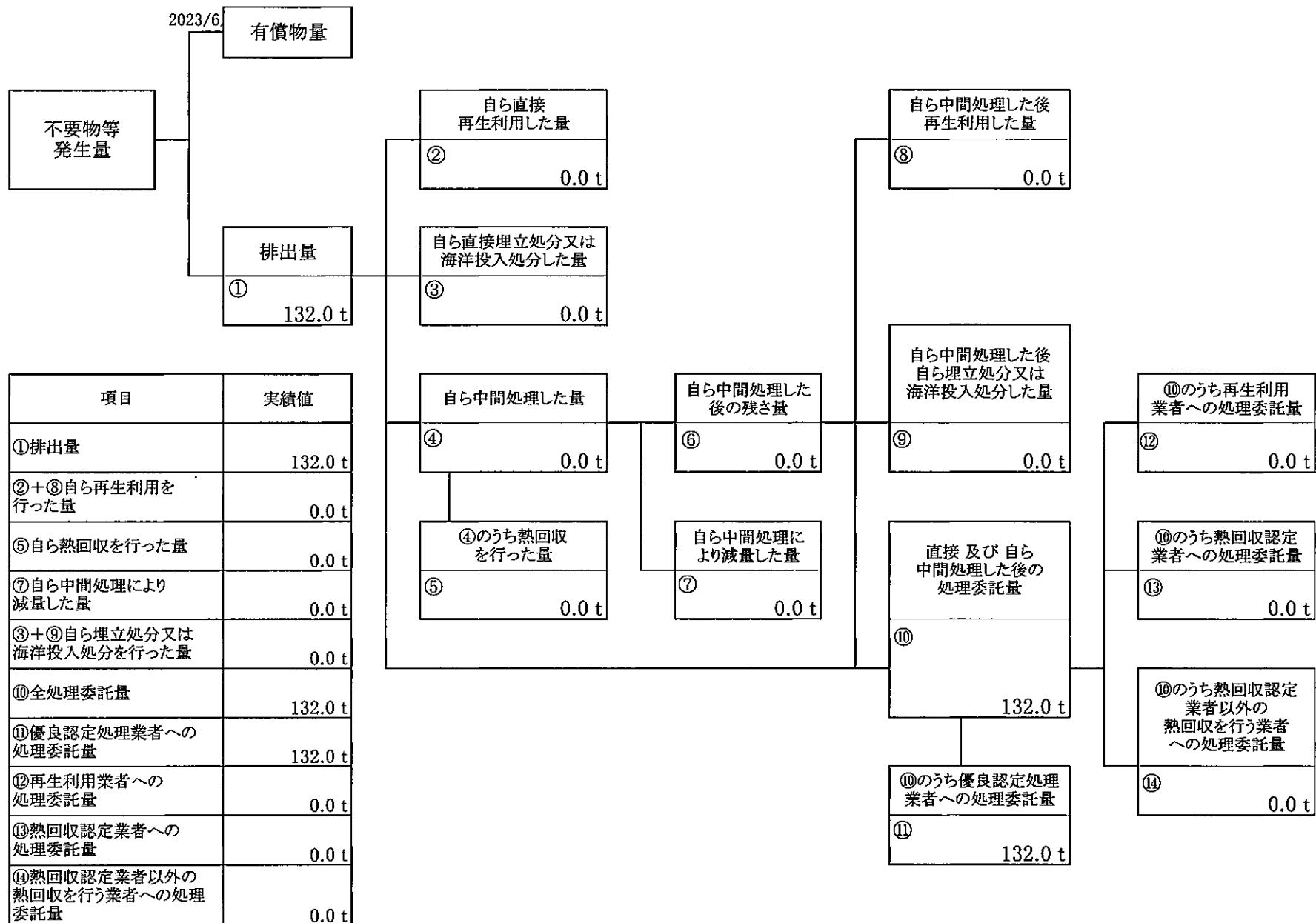
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	74.0 t
⑪	74.0 t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑫	0.0 t
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑬	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類(石綿含有))

(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における###
した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)
に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への
焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記
入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃
棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。